事　務　連　絡
令和６年１２月６日
（２０２４年）

指定児童通所支援事業所　管理者　各位

障害者支援課長

食事中の誤嚥事故防止の再徹底について（通知）

平素より、障害児支援にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度こども家庭庁から令和６年１０月に札幌市内の認可保育所で発生した誤嚥による死亡事故を受け、「教育・保育施設等における事故防止ガイドライン」（添付資料②）の内容を改めて関係各所に周知するよう、全国の自治体に対し依頼がありましたので通知いたします。

なお、障害児支援については、このガイドラインの対象施設には該当しませんが、誤嚥事故防止に関する重要な指針としてぜひ参考にしていただければと存じます。

各施設・事業所におかれましては、障害児支援における事故防止について、既に「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」（添付資料③）をご活用いただいていることと存じますが、改めてその内容をご確認の上、引き続き、障害児の安全を最優先に支援を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

【添付資料】

①教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止の再徹底について（令和６年１１月２９日付事務連絡）

②教育・保育施設等における事故防止ガイドライン（平成２８年３月国作成）

③障害児支援の安全管理に関するガイドライン（令和６年７月国作成）

和歌山市七番丁２３番地
和歌山市障害者支援課
TEL:073-435-1060
担当：中谷